

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		公園予定地での公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可及び変更
根拠法令及び条項		都市公園法第33条第4項
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法第33条第4項において準用する第5条及び第8条の規定による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)